

第四話 強靱化地域計画を読む（西日本 17 県）（つづき）

徳島県では、土砂災害対策及び森林整備の推進の現状を下記のように示している。

土砂災害対策及び森林整備の推進

○ 大規模土砂災害の被害を最小限に押さえるため国と連携し、治山・砂防事業、地すべり防止事業等を推進し、特に要配慮者利用施設、避難路・避難施設に対する安全を確保する。

- ・ 土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全施設数（累計）
305施設（H30）→ 335施設（R4）
- ・ 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落の数
726集落（H30）→ 734集落（R4）
- ・ 祖谷川流域の直轄地すべり対策事業の推進（善徳地すべり防止区域）
工事施工中（H30）→ 工事促進中（R4）
- ・ 吉野川水系直轄砂防事業の推進
工事施工中（H30）→ 工事促進中（R4）
- ・ 祖谷川地区の直轄地すべり防止事業の促進
工事施工中（H30）→ 工事促進（R4）
- ・ 阿津江地区の直轄地すべり防止事業の促進
工事施工中（H30）→ 工事促進（R4）



出典：「徳島県国土強靱化地域計画」令和3年7月

兵庫県では、強靱化推進する主な事業として「山地・土砂災害事業、241事業（内 法面工13事業）、約1160億円」が示されているが、法面工の比率は小さい。香川県でも、総合的な土砂災害対策の推進(防災・安全)に示されている42事業中、砂防堰堤事例が多く法面工が含まれる事業は9事業で、21%程度である。長崎県では個別事業の一覧に、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業が現状と完成目標時期とともに複数ページに亘って列記されている。

一方、多くの県で農業用ため池に係る防災事業に関する記述がみられる。その背景は、令和2年の制定された「ため池特別措置法」が10年間の時限立法（令和13年3月31日失効）であることによる。平成30年7月豪雨により、西日本を中心に広域かつ同時多発的に河川の氾濫、がけ崩れ等が発生し、死者223名、行方不明者8名、家屋の全半壊等20,663棟、家屋浸水29,766棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生した。

平成30年7月豪雨災害の概要と被害の特徴

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/hazard_risk/dai01kai/dai01kai_siryou2-1.pdf

平成30年7月の豪雨では多くの農業用ため池が決壊し人的被害を含む甚大な被害が発生したことから「ため池特別措置法」が制定された。

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法

<https://laws.e-gov.go.jp/law/502AC1000000056>



ため池特別措置法では、都道府県知事が防災重点農業用ため池を指定でき、知事は、指定した防災重点農業用ため池に対して防災工事等推進計画を定めることになっている。下表は西日本 17 県の防災重点農業用ため池数を示している。

都道府県名	箇所数
兵庫県	6,121
鳥取県	301
島根県	1,368
岡山県	3,994
広島県	6,753
山口県	1,211
徳島県	362
香川県	3,099
愛媛県	1,737
高知県	210
福岡県	3,469
佐賀県	1,402
長崎県	716
熊本県	826
大分県	1,021
宮崎県	419
鹿児島県	246

※令和 7 年 3 月末現在

出典：農林水産省 HP 防災重点農業用ため池の都道府県別指定箇所数より一部改変

[koujitokusohou-35.pdf](#)

ため池が全国一高密度に分布する香川県は、「ため池密度が 6.5 か所/km² (全国 1 位)、ため池数が 12,000 余り (全国 3 位) である本県では、築造後 200～300 年を経過しているものが多く、築堤材料や堤防基礎の土質によっては、決壊する場合も想定されることから、香川県老朽ため池整備促進計画やため池ハザードマップ普及啓発によるため池の防災・減災対策を進める必要がある。」と指摘している。兵庫県では、強靱化を推進する主な事業として「ため池対策 175 ため池約 740 億円」を挙げ、岡山県では KPI として「新たに安全対策を講じたため池数」を掲げて、令和 5 年 2,998 箇所――>令和 10 年度 3,723 箇所を目標としている。山口県でも同様な KPI を設定している。

佐賀県では、農業農村整備事業としてため池整備事業の一覧を表示しており、法面保護工の量的情報が含まれている。





25	上峰町	県	ため池等整備事業	耕地整理	堤体工 L=120m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=1,700㎡	20
26	唐津市	県	ため池等整備事業	寺浦八折	堤体工 L=73.0m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=606㎡	20
27	唐津市	県	ため池等整備事業	下田木場	堤体工 L=80m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=1,051㎡	20
28	伊万里市	県	ため池等整備事業	清水	堤体工 L=146m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=1,100㎡	20
29	伊万里市	県	ため池等整備事業	鞆谷	堤体工 L=41m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=300㎡	20
30	伊万里市	県	ため池等整備事業	田代	堤体工 L=37m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=250㎡	20
31	伊万里市	県	ため池等整備事業	越差	堤体工 L=147m 洪水吐工 一式 取水施設工 一式 法面保護工 A=1,274㎡	20

出典：https://www.pref.saga.lg.jp/bousai/kiji00385300/3_85300_314539_up_psk7v6xt.pdf

ため池の劣化状況評価に係る情報は、農林水産省ホームページではたどり着かなかった（令和7年5月19日アクセス）ため、香川県のため池劣化状況評価の報告によれば、堤体、洪水吐等の各施設について目視等による調査結果としてA,B1,B2,C,Dの5段階の老朽度に分類している（Aが最も老朽度が高く、Dは劣化がなく安全）。1,440箇所の結果は下記のようなものであった。

老朽度	箇所数	割合	対応
A	179	12%	全面改修等
B1	198	14%	全面改修等
(小計)	377	26%	
B2	393	27%	整備水準到達で 全面改修等
C	514	36%	経過観察
D	156	11%	日常管理
計	1,440	100%	

A～B2のため池は全面改修等に着手するまで経過観察

出典：https://www.pref.kagawa.lg.jp/tochikai/project_intro/rekka2.html

ため池における法面工の役割は、主として貯水池内の波浪が発生時の堤体浸食防止としての法面保護工（護岸）にあると説明*され、切土のり面に施工される法面工とは役割が異なるようで





ある。

* ため池の基礎知識

<https://mnf21.com/~tameike/tameike-cms/wp-content/uploads/2021/09/01nissetsu.pdf>

このように見てくると、砂防・治山施設、およびため池施設における斜面・法面保護工の役割は道路のり面と比べ量的には少ないと推測される。

バックナンバー

No.5	2025年8月22日
No.4	2025年8月 8日
No.3	2025年7月25日
No.2	2025年7月 4日
No.1	2025年6月20日

